

日税連 第四世代電子証明書について

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、先月テクニカルセンター瓦版でもお知らせしておりますが、平成29年1月より日税連の新しい電子証明書である第四世代電子証明書の発行が開始されます。日税連 第四世代電子証明書のe-PAPシステムでの対応、利用申込についてお知らせいたします。

敬 具

— 記 —

■e-PAP電子申告システムの対応について

12月5日（ダウンロード）、12月9日（DVD）に、e-PAP電子申告システムVer28.5にて電子申告の日税連第四世代電子証明書（黒色のICカード）に対応しております。国税電子申告（e-Tax）及び地方税電子申告（eLTAX）への電子証明書登録・更新、電子申告データへの署名添付の際に日税連 第四世代電子証明書で処理をおこなうことができます。



日税連 第四世代電子証明書を利用する場合は、“日税連 税理士用電子証明書（第四世代）”を選択してください。

日税連 税理士用電子証明書(第三世代)
日税連 税理士用電子証明書(第四世代)
公的個人認証サービス(マイナンバーカード)
公的個人認証サービス(住基カード)
TDB電子認証局TypeA
TOiNX電子入札対応認証サービス
NDN 法人認証カード・AOSignサービス

ただし、地方税電子申告（eLTAX）につきましては、一部仕様の情報が公開されていないため、今後仕様が変わる可能性が若干ございます。もし仕様の変更があった場合には改めてご案内をさせていただきますが、実際に第四世代電子証明書の利用が開始されるまでには、対応させていただける見込みです。

e-PAPシステムでの対応は上記のとおりですが、国税、地方税ともトラブルが発生しないとも限りませんので、当面は現在の第三世代電子証明書（オレンジ色のICカード）を利用され、個人申告繁忙期が過ぎてから切り替えていただくことをおすすめします。第三世代電子証明書は平成29年7月31日まで使用可能です。

■日税連 第四世代電子証明書利用申込について

日税連 第四世代電子証明書（黒色のICカード）は平成29年1月から順次発行されます。日税連への利用申込が必要となります。利用申込書は、平成29年1月上旬から4月上旬にかけて順次送付される予定です。送付時期は税理士会によって異なります。ICカードを受け取った後は、同封される受領書送信マニュアルに沿って30日以内に受領書を提出していただくようになります。

以上